

育児のための 所定外労働の制限

ごはん支度して、
子供をお風呂に入れて・・・
時間がないわ！
急いでかえらなくちゃ！！

↓↓↓そんな方は…↓↓↓

3歳未満の子供を養育している職員は、所定労働時間を超えて労働を禁止する制度があり、申請することで制度を活用することが可能になります。



申請は[所定外労働制限申出書](#)を上司に提出すればできるよ☆

ただし制限予定開始日の1か月前までに申請してね！

<ここに注意！！>

○事業の運営に支障が出る場合は申請できません。

○勤続6か月未満また1週間の所定労働日数が2日以下の職員は申し出をすることができません。

※詳細は育児・介護休業等に関する規則 第6章をご覧ください

